

平成21年度 第6回 飯塚市議会 定例会 (12月議会)での一般質問

「平成21年度 第6回 飯塚市議会 定例会 (12月議会)」での一般質問。

~~~~~  
上野伸五です、通告に従い、質問をさせていただきます。

最初に、中心市街地活性化基本構想の作成における様々なポイントについてお伺いをするわけですが、質疑を始める前に、執行部の皆さまに一言申し上げさせていただきます。

市政の運営、また、新しいまちのカタチをつくっていく、その過程において市民の皆さんとの信頼関係を構築していくということは、最も大切な要素の一つであると、私は思っております。

この点を踏まえまして質問をさせていただきます。

1・中心市街地活性化基本構想について

まず中心市街地の活性化とは、

具体的には、どのように行っていくのか、お尋ねいたします。

~~~~~  
商工観光課長

中心市街地の活性化につきましては、

従前より答弁しております通り中心市街地活性化基本計画を策定し、国から認定を受けて事業費の支援を受けながら、活性化事業を行って参りたいと考えております。

実施する事業の内容につきましては、現在、基本計画のたたき台となります活性化基本構想の策定に取り組んでおりますので、その中で、事業案をまとめ上げていく事となります。

~~~~~  
うへの伸五

国が示している支援施策としては、どのようなものがありますか？

~~~~~  
商工観光課長

国が示しております支援施策といたしましては、市街地の整備改善・都市福利施設の整備・街なか居住の推進・商業の活性化・公共交通機関、特定事業等に関する事業等となっておりますので、これらに沿って、活性化事業を決定していく事となります。

~~~~~  
うへの伸五

先日の委員会での質問と かぶって申し訳ありませんが、飯塚市では、この事業の対象となる地域はどこになるのか、教えて下さい。

~~~~~  
商工観光課長

中心市街地の範囲といたしましては、旧活性化基本計画では、飯塚バスセンター、アーケード商店街周辺地域と、新飯塚駅、新飯塚商店街、飯塚病院周辺地域、及び、飯塚橋から飯塚駅周辺地域の約160ヘクタールでございます。

今回の計画でも、この計画を基本に、区域設定を検討して参りたいと考えております。

~~~~~  
うへの伸五

平成22年度までに、中心市街地活性化基本計画を策定して、国の認可を受けるため、申請しなければ  
ならないという流れはわかりますが、中心市街地に限定した活性化であれば、周辺の郊外地域から人を  
集め、経済活性化をすることになるとと思いますが、周辺地域の商業者にとっては中心市街地に人、金が  
流れ、大型商業施設ができることと同じ様な影響があるのではないかと、私は思います。

これらの周辺地域の商業者に対する振興策は、どのように考えておられますか。

~~~~~  
商工観光課長

中心市街地以外地域の商業者の方々につきましては、昨年度天道商店街において、商店街、飯塚市、福
岡県が共同で事業費を負担して、商店街活性化事業を行いました。

その他の地域の商店街活性化事業につきましても、国、県と連携した活性化事業を行う事ができますの
で、改めて、活性化事業に取り組む商店街がないのか商工会へ照会し、事業を行う商店街があれば、活
性化に取り組んでいきたいと考えております。

~~~~~  
うへの伸五

行政の皆さん方が、中心市街地と決めた地域に対しては、財政難の中800万、市の単費では400万  
円を投じて活性化策を作ります。

それ以外の地域の皆さん、何かやりたかったら どうぞ言ってきて下さいよ。という姿勢ですね。

周辺地域のまちづくり計画について、予算を伴った計画の策定いつ行われますか。

~~~~~  
総合政策課長

第1次総合計画におきまして、本市域を4つの地域に分け、それぞれの整備方針を設定するとともに、
4地域が共通に持つべき整備のあり方をも示しております。

その中に、「地域の核となる集落などのコミュニティの醸成・充実」というものがございます。

従いまして、旧1市4町の「地域の核」を中心とし、それぞれの特色を活かしたまちづくりにつつま
しては、その重要性、必要性につきまして、十二分に認識をしておるところでございます。

今回、まず最初に中心市街地活性化基本構想を策定いたしますが、旧町の整備計画につきましても、そ
れぞれの特色を活かしたまちづくり構想を研究・検討していきたいと考えております。

~~~~~  
うへの伸五

お答えが違うようです。

中心市街地の活性化というのは、その地域以外からの人の動きが絶対条件でしょ。

市街地の中だけで行き来しても、あまり意味が無いわけでしょ。

だとすれば、周辺地域の計画策定も絶対条件であると私は思います。

本来なら、同時進行で行わなければならない。

だから、予算を伴った周辺地域の計画策定はいつやるんですか、と、このようにお聞きしています。

~~~~~  
企画調整部長

合併後の、この新しい飯塚市のまちづくりにつきましては、さきほど担当課長が、ご答弁いたしました

ように、第1次飯塚市総合計画に基づきまして、地域の特性、地域の特色を活かしたなかでの一体性のある、快適で活力あるまちづくりを、現在 推進しているところでございます。

先ずは、その中で空洞化する中心市街地の再生、それから、活性化ということで中心市街地の活性化基本構想を立てた中で、コンパクトな、活力あるまちづくりを推進していく考えでございます。

ご質問者、おっしゃいますように、この中心市街地をとりまく各地域におきましても、各地域の資源、それから、これまでに築き上げられました歴史、伝統、まちの良さ、これら、地域の特性や特色を活かしたコンパクトなまちづくりを、すすめていく考えでございますし、また推進しなければならない、というふうに感じております。

今後におきましては、それぞれの地区毎の実態調査等も行っていきながら、既存の基礎調査資料、現在あります総合計画は、もちろんでございますが、プラン等も、十分に活用していきながら飯塚市全体の活力あるまちづくりを推進していきたいと考えております。

質問者おっしゃいますように、現在は、内部でしっかりと地固めをしていきたいと思っておりますが、どうしても、専門的な力を借りなければいけない部分が生じた場合においては、当然に予算化ということも、検討して参りたいと思っております。

~~~~~

うえの伸五

商業者の皆さんにとって、人の流れというのは、売上げに直結する非常に重要な要素だと私は思います。それを、あなた方が決定した中心市街地だけに限定し、活性化させる計画を策定する。

結果、周辺地域の事業者からお客を奪う、という事につながるとは思われませんか？

~~~~~

商工観光課長

中心市街地の活性化基本計画を策定しながら中心市街地の空洞化の解消等を行っていこうという計画でございます。

周辺の商業者の皆さまにつきましては、先ほど答弁しましたように、国県の事業を活用しながら、現在、商工会も合併をいたしまして商工会等にも協力いただきながら周辺の商業者の振興につとめてまいりたいと考えております。

~~~~~

うえの伸五

私は、中心市街地を活性化させる事には賛成なんです。やらなくてはならないと思います。

ただども、その前提は、周辺地域との共存共栄であるべきだとも思います。

先ほど、良いご答弁をいただきました、旧1市4町の「地域の核」を中心とし、それぞれの特色をいかしたまちづくりについては、その重要性、必要性を十二分に認識していただいております。ということです。

飯塚市の活性化については、中心部と周辺地域を区別することなく、全体的な計画の策定でなければならない。

もしも、同じ市内でも住む場所によって、行政の基本的な対応が違うとするならば、それは市民の皆さんとの信頼関係を後退させる事になる。と、私は考えます。

今回の基本構想に限らず、市全体で考えなければならない問題、例えば災害対策もそうだと思いますが、そのような問題については、地域間でタイムラグを発生させる事の無いような行政の対応、今回においては、中心市街地活性化基本構想に見劣りしない、周辺地域活性化の計画策定、このことを、強く要望申し上げて、この質問を終わります。

~~~~~  
2・協働のまちづくりについて

協働のまちづくりについてお伺いをいたします。先ず、各地域の特性について、どのように認識をいただいておりますのかお知らせ下さい。

~~~~~  
市民活動推進課長

各地区公民館区域でのコミュニティに関する特徴について概要を説明いたします。

飯塚公民館地区では、小学校区と自治会の連合体が二つに分かれ、高齢化が高く、公民館・自治会・福祉活動の連携が行われております。

二瀬公民館地区では、人口が旧飯塚地区最大で2万人を越え高齢化は進んでおらず、自治会長と自治公民館長が兼ね、自治会を中心に、関係団体が連携し活動が行われております。

幸袋公民館地区での特徴は、地域団体と自衛隊との交流事業で、自治会・衛生自治会・地区公民館連絡会による、三団体合同会議が開催されております。

鎮西公民館地区では、市街地・住宅地・山間地を共に有する地域で、一番高齢化が進んでおらず、人口が増加しており青少年健全育成への関心が強い地域で、関係団体が連携した、夜間補導等の活動が行われております。

立岩公民館地区では、約1000世帯を有する大規模な自治会があります。

行政・医療・学校・商業・交通・マンション・アパートが多く集中しております。

菰田公民館地区では、人口が最も少なく、高齢化も30%と最も進んだ地域であり、福祉活動や山笠等の地域イベント等、地域住民をつなぐ、あらゆる場面を利用して活動が行われています。

飯塚東公民館地区では、体育祭・文化祭・どんど焼き等、年間の公民館活動を積み重ね、自治会・公民館連絡協議会・地区会長会・地域団体等が活動を支えています。

鯉田公民館地区は、高齢化が進んでおり、自治会・公民館連絡会・子ども会等、多くの地域団体があり、その団体の会長で構成された「長さん会議」で、連携した活動が行われています。

旧4町の地区公民館は合併前に中央公民館であり、地域が広い特徴を持ち、現在、市役所の支所施設があります。

その中でも、穂波公民館地区は、人口約26000人と最大人口を有し、自治会数52と最大で、小学校5・中学校2があり、大型店舗や国道バイパスが交差する交通の要衝です。

筑穂公民館地区では、高齢化が進んでおり、自治会加入率が高く、地域面積が、市全体の約3分の1を占める広い地域です。

現在、地域コミュニティの更なる活性化を目指して「まちづくり協議会」の準備会が定期的開催されています。

庄内公民館地区では、小学校1・中学校1があり、市街地に隣接した地域で、社会教育や公民館活動の歴史があり、公民館を拠点とした地域コミュニティへの意識が高い地域です。

穎田公民館地区では、高齢化が進んでおり、自治会への加入率が最も高く、小学校1・中学校1があり、合併前より「まちづくり協議会」が設置され、地域コミュニティ活動が行われていました。

現在、合併後の地域コミュニティの更なる活性化を目指して「まちづくり協議会」の運営方法活性化のための学習会が始まっております。

次の、地区公民館との連携については、先ほど、同僚議員が詳しくお聞きをされましたので、私の方からは一点だけお伺いをいたします。

今後の地区公民館の方向性、どのように考えられておられるのかお聞かせ下さい。

市民活動推進課長

ただ今、ご質問のありました地区公民館の方向性につきましては、この2年間に渡りまして、公民館活動や各種団体等の会合などを通じて、関係団体等とのネットワーク化を進めていく事ができております。また、地域住民の皆さんとの意見交換の積み重ねにより、信頼を徐々に得て、各種の相談にも応じております。

3年目の今年、各地区公民館毎に、地域コミュニティの活性化に向けて平成22年度を目途に「まちづくり協議会」の発足に向けて努力しているところでございます。

筑穂地区公民館地域におきましては、既に、準備会を立ち上げ定期的に会議を重ね「まちづくり協議会」発足に向けた、活発な議論が展開され、発足間近と認識しております。

また、颯田地区公民館の地域におきましては、合併前から「まちづくり協議会」がございましたが、合併後の地域情勢の変化や、今後、益々進行すると考えられる少子高齢化等の社会変化に対応する協議会の再構築について組織構成や活動内容の見直し、具体的に開始されております。

他の市内10地区公民館におきましても、自治会や地域関係団体への説明や意見交換を約60回以上開催しながら進めております。

進み具合につきましては、地域の特性により、それぞれに差がありますが「まちづくり協議会」の準備会発足に向けて、自治会や関係団体との意見交換を図り、理解を得ながら地区公民館長、主事、係長が力を合わせて頑張っているところでございます。

うへの伸五

具体的な成果については、お聞かせをいただきました。

今後の地区公民館の方向性について、お知らせいただけますか

市民活動推進課長

今後の公民館の方向性、あり方につきましては、社会教育活動を行うだけではなく、少子高齢化の進行に伴う福祉活動の充実や、青少年健全育成活動の推進等、現代的な課題の解決に向けて、市民と行政との協働のまちづくりの基盤となる地域コミュニティ活動の重要な拠点施設であります。

地域コミュニティの活動につきましては、地域住民や自治会関係団体等と連携・協力し、防犯・防災・交通安全・環境整備・社会福祉等の市民活動を、積極的に支援できる体制を構築してまいります。

うへの伸五

それでは、協働の活性化に向けた今後の対策について、どのようにお考えなのか教えて下さい。

市民活動推進課長

基本的な方向性につきましては、市民と行政とが、協働で力を合わせて行っていく事が大切でありますので、広く市民の理解と積極的な参加をお願いしながら、進めていかなければならないと考えております。

そのため、市内12地区公民館に係長を配置し、地区公民館と連携しながら市民会議や地区懇談会の開催や、公民館活動や各種団体等の会合などに参加し、関係団体等とのネットワーク化を図るとともに、地域住民の皆さんの信頼を徐々に得て参りました。

本年度は、地域関係団体への説明や意見交換を行いながら、地域コミュニティ活性化を担う「まちづくり協議会」等の発足に向けた準備会の設置を進め、来年度以降は、「まちづくり協議会」の発足を目指してまいります。

その後につきましても、地域コミュニティ活動への協力、支援を行いながら、さらなる活性化に向け取り組んでまいります。

自治会との関係につきましては、自治会は自主的な住民組織であり、地域コミュニティの中でも、最大の団体で、福祉・防犯・防災・環境・青少年育成・社会福祉等の広範囲にわたる地域コミュニティ活動を主体になって行っています。

しかしながら、地域の少子高齢化の進行で、活動に支障をきたす地域も見受けられるようになってきました。

地域コミュニティの活性化を図る場合においても、その中核をなす団体として、意見交換を密にしながら進めてまいります。

~~~~~  
うへの伸五

各地域で「まちづくり協議会」の発足を目指していくという事でございますが、「市民活動」については「ボランティア団体」「NPO団体」が、その活動の受け皿となって実施し、成果をあげておられるようですが、一方で「地域活動」については、本来は、地域に暮らす市民全体で担うべきであるにも関わらず「自治会」だけに過度の負担がかかり、それが自治会離れの原因にもなっているようにも感じております。

今後は、今まで「自治会」が担ってきた「地域活動」を活かしながら「自治会」と一緒になって「地域活動」を行う団体や組織が必要となると、考えますが、それが、まさしく「まちづくり協議会」であると、このように、理解してよろしいでしょうか。

~~~~~  
市民活動推進課長

その通りでございます。

~~~~~  
うへの伸五

それでは「地域コミュニティ」の活性化を担う団体として「颯田まちづくり協議会」を、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

~~~~~  
市民活動推進課長

颯田の「まちづくり協議会」におかれましては、合併前より、颯田の地域を何とか良くしていこう、という思いの中で作っておられます。

現在、合併しました後も、全体の市の中で、颯田の「まちづくり協議会」を自立したカタチで、どのように実施をしていくかという事が学習会方式で開催されております。

私どもも、参加させていただいておりますので、今後は、市からもご意見を交換させていただきながらより良い方向へ向かっていくように、ご支援をさせていただきたいと思っております。

~~~~~

うえの伸五

行政としても、地域の核となる「まちづくり協議会」を、今後とも、しっかりと支えていただきますようにお願いいたします。

さて、同僚議員の質疑もあわせて、考えてみますと、現実として今、市民活動推進課と公民館とは、組織上の問題は別といたしましても、その活動内容、業務内容に大きな違いが無いように思えるのですが、この点は、どのように認識されておられますか？

~~~~~

市民活動推進課長

私ども市民活動推進課にとりまして、最大の今の課題は、地域コミュニティの活性化でございます。今、地区公民館で行われております社会教育事業につきましても、これは、地域の明日を担う人材の育成でございます。

また、その地域で行われておる社会教育活動、また、福祉活動につきましても、それは地域を担う活動でありますので、今後とも連携を取りながら、密に推進してまいりたいと思っております。

~~~~~

うえの伸五

合併して数年が経過した現在でも、市民の皆さんには、不満というのがいっぱいあるわけですよ。行財政改革や平準化という名の下に、地域でのお祭関係の予算は一律に10%カットとか、今まで補助・援助してもらってた活動の見直しとか、今後、市民の皆さんとの協働を活性化させていくために、また、同僚議員もおっしゃっておられた様に「まちづくり協議会」をアクセサリー化しないように、1つご提案をさせていただきたいと思えます。

いくつかの先進自治体では既に取り組みされておりますが、市内12の公民館単位で、その地域の特色を生かした「まちづくり」のための予算を持たせていただけないでしょうか。

そして、そのまちづくり予算の使い方については、まちづくり協議会にゆだねる。

もちろん、予算使用の範囲については一定の制限が必要だと思えますし、同僚議員のご指摘にもありました様に、初めから、何でも一本化というのは乱暴だとは思いますが、優先順位は、あくまでも、その協議会の中で決定される。

いま、公民館や支所ではクレームや要望が来ても、単独で対処できる範囲が非常に限られております。このことが、市民の皆さんの、不満や、ひいては不信につながっていく可能性もあると私は思います。行政が持っている権限や財源を地域に移譲し、活動を活性化していただく。

このことが、協働のまちづくり活性化につながるのではないかと、このように、私は考えておりますが、どのようなご見解をお持ちでしょうか、お聞かせ下さい。

~~~~~

市民環境部長

質問者言われます通り、いろんなキッカケ作りというものも必要かと思えます。

市民協働によるまちづくりにおいては、コミュニティの活性化は欠かせないものであります。

課長が種々答弁いたしましたように、精力的に、地域や関係団体に説明や働きかけを行っているところでございます。

全市的にはご理解を得られるものも、地域で、当然その温度差もございませう。

そのようなことから、質問議員が言われますとおり、地域力を上げるには、そのキッカケ作りも必要か

と思っております。

その内容については、今後、その「まちづくり協議会」を作る中で、また、ご意見を聞きながら検討しなければならぬものとも思っております。

また、地域の人材育成も欠かせないものと考えておりますので、どうか、地域の方で少しでも、ご協力をいただければと思っております。

~~~~~

うへの伸五

今申しあげましたような体制をつくる事によって、地域からの意見・要望や苦情の窓口を一本化して、責任を持って報告・連絡を行う、こんな流れもできるのではないかと思いますので、検討していただくだけでなく、是非とも、実現していただきたいと、要望を申しあげましてこの質問は終わります。

3・生徒の問題行動について

生徒の学校内外での問題行動についてお聞きいたします。

まず、学校内での暴力行為や器物損壊などの問題行動について、昨年度と比較して、本年度の状況はどのようなになっておりますでしょうか。

~~~~~

学校教育課長

本年度につきましては、10月までの各学校からの月例報告の集計結果によりお答えいたします。全体的に落ち着きつつありますが、対教師暴力、生徒間暴力については増加傾向にあります。器物損壊については、減少傾向でございます。

~~~~~

うへの伸五

どのようなものを、校内での暴力行為ととらえておられるのか、ご案内下さい。

~~~~~

学校教育課長

対教師暴力につきましては、そのほとんどが、注意をされた事に腹を立て「教師の胸ぐらをつかんだり、足で蹴った」というものであります。

なお、殴りかかって教師にケガを負わせたという事例も、本年2例あっております。

生徒間暴力につきましては「一方的に相手に暴力を振るったもの」という定義をしております。

~~~~~

うへの伸五

それでは、学校外での問題行動として具体的にどんなものがあるのか教えて下さい。

~~~~~

学校教育課長

喫煙やバイクの窃盗・無免許運転、及び深夜徘徊であります。

~~~~~

うへの伸五

学校内外で問題行動をおこしている生徒、これは同じ生徒なのでしょうか、それとも別の生徒なのでしょうか。

~~~~~



学校教育課長

ほぼ共通の生徒でございます。

~~~~~  
うへの伸五

そのような行動を起す生徒について、共通点をどのように分析されてあるのでしょうか。

~~~~~  
学校教育課長

そのような生徒は、教師による指導が難しいばかりでなく、その保護者等の言う事も聞かない、という共通点があります。

~~~~~  
うへの伸五

それでは、他の生徒への影響はどのような形で現れますか。

~~~~~  
学校教育課長

服装違反を繰り返す生徒がいた場合には「あれで許されるんだったら、これ位はいいだろう」と周りの生徒は誤解し、それに便乗する生徒が現れ始めるなど、学校のルールやマナーについての認識が低下しがちです。

~~~~~  
また、授業中に勝手に席を離れたり、廊下で大声を出す生徒がいた場合には、他の生徒も、授業への集中力を欠く事になりがちであります。

~~~~~  
うへの伸五

そのような生徒への対応についてお聞きいたします。

先生の言う事も親の言う事も聞かない生徒に対して、学校は、どのように対応されておられるのでしょうか。

~~~~~  
学校教育課長

まずは、本人との話し込み、そして、保護者を交えた話し合いの場を繰り返し持っております。

それでも改善が見られない場合は、別室で学習させたり、自宅で「気持ちを落ち着ける期間を設定」したりしております。

また、家庭での保護が困難な場合には、地域の民生委員さんや児童相談所と連絡をとり、家庭教育支援を図ります。

暴力行為や窃盗など、犯罪行為に及ぶ場合には、警察や保護司さんと連絡や連携をとって、対応をしている次第です。

~~~~~  
うへの伸五

少年法との関わりはどうなるのか教えて下さい。

~~~~~  
学校教育課長

少年法は、20歳未満の者に適用されますが、特に、刑罰法令に触れる行為をした少年であっても

14歳未満の者につきましては、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付する事ができる、となっております。

それで、極めて悪質な案件でない限り、14歳未満の少年につきましては、まず児童相談所へ相談し、場合によっては一時保護を依頼する事になります。

~~~~~  
うへの伸五

その児童相談所は、具体的にどのような役割をはたしておるのでしょうか。

~~~~~  
学校教育課長

児童相談所は、子どもの発達や行動についての相談に応じたり、子どもの虐待や非行についての相談及び一時保護を行ったりする児童福祉施設であります。

~~~~~  
うへの伸五

そのような施設を、飯塚市に設立することはできませんか。

~~~~~  
学校教育課長

実際の活用件数からしましても、必要性は痛感していますので、管轄内である田川児童相談所の規模拡大や、飯塚支所設置について、これまでも要望をしまりました。

現在、中学校校長会と児童相談所、教育委員会で、連携の強化や、迅速な対応について協議を進めているところであります。

~~~~~  
うへの伸五

先ほどご紹介がございました一時保護、この一時保護の期間は、どのくらいなのでしょう？

~~~~~  
学校教育課長

一時保護は、あくまでも短期を原則としておりまして、その延長がない限りは、2週間から4週間となっております。

~~~~~  
うへの伸五

それでは、その保護期間終了後、当該生徒の行動に大きな改善は見られますか？

~~~~~  
学校教育課長

一時保護による入所には、虐待被害からの緊急避難のケースも多く見られております。今回、シンナー乱用や非行に起因した入所の場合についてお答えさせていただきますが、残念ながら、改善が見られる者は、おおむね50%程度といわれております。

退所後の本人の自覚はもとより、学校と家庭双方による支援が、特に不可欠だと感じております。

~~~~~  
うへの伸五

半年や一年以上といった、長期間保護できる施設はあるのでしょうか？

~~~~~

学校教育課長

保護や福祉という視点にたって考えますと、児童福祉法に基づく、県立の児童支援施設が福岡市のほうに一箇所ございます。

うへの伸五

例えば、そのような施設を飯塚市が民間と共同で設置した場合、子どもの学習保障や出席取り扱い、これはどのようにになりますか？

学校教育課長

最終的には、出席の取り扱いについては学校長判断となっておりますが、現状では、その施設が、学習プログラムを準備し、学校との連携を行えば、出席というようになります。

また、そのような施設については、子どもの学習の保障は義務教育化でございますから、必ず行うようになっております。

うへの伸五

未来を担う子ども達のために、また、定住人口を増加させるために、教育は大きな柱の一つだと思います。

例えば、飯塚市内に職場のある方の中には、子どもさんが就学前までは飯塚市に、しかし就学時には飯塚市から引っ越してしまう、という事も現実にあるようです。

飯塚市でも、たった一人の生徒のために、学校全体が大きく揺らぐ事態が起こっているのではないかと、も思っております。

学力を伸ばす事も大事ですが、問題行動への対処も大きな課題であろうと思います。

合併後の飯塚市には公共施設の空きスペースがたくさんございます。

このスペースを活用するような形で、飯塚市独自の自立支援施設の設置を実現していただきたい。

飯塚市だけではなく、全国的に多くの自治体が悩んでいる問題だからこそ、いち早く解決に乗り出す姿勢が必要だと、私は、そのように考えておりますが、市長のご見解をお聞かせいただきたい。

教育部長

貴重なご意見ありがとうございます。

その点につきましては、担当課長申しましたように、民間との共同の施設のあり方について、今後、研究してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

うへの伸五

ありがとうございます。財政難ではありますが、子ども達のため、このような施設設置に対する費用捻出には市民の皆さんにも、ご納得していただけるのではないかと、個人的には思いますので、是非、実現していただきますようお願い申し上げます。

以上で、私の質問は終わりますが、本日は、大きく3つの事柄についてお聞きいたしました。

『自立支援施設の設置』・『周辺地域の活性化計画の策定』・『公民館単位での予算化』です。

これらの事柄については、どのように検討しているのかの経過や、決断をされたのであれば、その結果の報告をしていただきたい。

そのような報告が行われないと、執行部と議会との信頼関係が深まって参りません。

経過と結果の報告、キッチリと行っていただきますように、重ねてご要望申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。